

2 生消取第 891 号

令和 3 年 3 月 1 5 日

各消費生活協同組合（連合会）
代表理事 殿

東京都生活文化局消費生活部長
（ 公 印 省 略 ）

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令について

標記の件に関して、厚生労働省から通知が発出されましたので、下記のとおり写しを送付いたします。本通知及び送付資料につきましては、以下のウェブページにも掲載予定ですので、ご活用ください。

(URL : <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/seikyo/oshirase.html>)

記

送付資料

- 1 令和 3 年 3 月 5 日付社援協発 0305 第 1 号 (写)
- 2 新旧対照表 (写)
- 3 官報 (写)

<連絡先>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課
生活協同組合担当

電話： 0 3 (5 3 8 8) 3 0 6 0

FAX : 0 3 (5 3 8 8) 1 3 3 2

E-mail : S0000580(at)section.metro.tokyo.jp